

竹田車両基地月検集塵装置フィルタ清掃業務

竹田車両基地備付の集塵装置内部に取付けられたカートリッジフィルタ(324mm×660mm、N818105、材質：コットン不織布)計30本のフィルタに付着した粉塵を気吹きで落とす清掃作業を行うこと。

工具類、清掃環境、設備、搬出入車両等業務に必要なものは受注者にて用意すること。

1. 集塵装置取付カートリッジフィルタと竹田車両基地にある予備カートリッジフィルタを交換し、取外したカートリッジフィルタを工場等へ持ち帰り、受注者の設備にて清掃作業を行うものとする。

2. カートリッジフィルタの取外し時及び竹田車両基地から搬出時は、大量に発生する粉塵を周囲へ飛散させないように十分な養生等を行い作業すること。

3. カートリッジフィルタの気吹き清掃は、本体を含む重量が7.6kg以下になるまで行うものとする。また、清掃後に重量を測定して記録表を作成し提出すること。

4. 清掃が完了したカートリッジフィルタを竹田車両基地へ納入。
納入品は予備品とする。(納入カートリッジフィルタの集塵機への取付不要)
清掃完了後の納入期限は令和9年3月31日とする。

5. 受注者の設備等の都合により持ち帰り作業が困難な場合は、新しいカートリッジフィルタを調達し交換してもよい、但し調達費用、取外したカートリッジフィルタの処分費用は受注者が負担するものとする。